

議員提出議案第3号

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年3月4日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	杉 本 光 明
賛成者	同	室 伏 友 三
	同	露 木 寿 雄
	同	長 谷 川 俊 子
	同	高 橋 延 幸
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

町議会議員の議員報酬については、平成4年に改定以降、18年間据え置
いております。

県内町村議会の動向などを総合的に勘案し、次の一般選挙後の議員報
酬の額については増額を、期末手当については支給率等の引下げをする
ものです。また、町の厳しい財政状況を踏まえ、平成23年度から2年間
の期末手当の額を10パーセント減ずる措置を講ずるため、条例に改正を
要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年湯河原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の29」を「100分の20」に、「100分の200」を「100分の190」に、「100分の210」を「100分の205」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成23年度及び平成24年度における期末手当の特例）

7 平成23年6月、同年12月、平成24年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

別表議長のうち「4,800,000円」を「5,040,000円」に、同表副議長のうち「3,840,000円」を「4,320,000円」に、同表議員のうち「3,600,000円」を「3,840,000円」に、同表ただし書中「120,000円を加算した額とする」を「180,000円を、常任委員会副委員長、特別委員会副委員長及び議会運営委員会副委員長の職にある者の議員報酬年額は、議員の議員報酬年額に60,000円を加算した額とし、重複して加算しないものとする」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成23年4月1日から施行する。